

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動又は市政についての住民への報告、住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
研修費	議員が研修会を開催するために要する経費及び団体等が開催する研修会、講演会又は会議への参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

備考

- 1 調査研究費、要請・陳情活動費及び研修費に係る経費のうち、議員が出張する場合の旅費（以下「出張旅費」という。）については、あらかじめ議長に届け出たものに限る。
- 2 出張旅費については、湖西市職員の旅費支給条例（昭和30年湖西市条例第13号）の適用を受ける職員の例による。